

日本ユネスコ協会連盟の諸規定に関する全国的青年連絡組織からの改正案（該当部分のみ抜粋 2016年1月8日現在）

現行	改正案	変更理由等
定款 第3章 会員 （種別） 第5条 2 この法人が定める青年の年齢は、 <u>15歳以上35歳未満</u> とする。	2 削除 または 2 この法人が定める青年の年齢は、 <u>第12条に定める会員に関する規定による</u> 。	全国的青年連絡組織の中だけでなく、ユネスコ協会・クラブにおける現況報告作成の中での青年名簿作成など、年度制に基づいて様々な事務が行われているが、定款にはそのことが明示されておらず、定款だけを参照した者が実年齢と混同するなど、かえって混乱する元となっているため、「会員に関する規定」に統合したい。
会員に関する規定 第3章 構成団体会員 （全国的青年連絡組織） 第10条 3 <u>青年の年齢は、</u> 年度初における年齢を年度間維持し、翌年度の4月1日を以って1歳加算するものとする（年度制）。したがって、年度途中において15歳または35歳に達した場合であっても、年度末まではそれぞれ14歳または34歳であるとみなす。	3 <u>この法人が定める青年の年齢は、15歳以上35歳未満とする。ただし、ここでの年齢は「年齢計算ニ関スル法律」に関わらず、</u> 年度初における年齢を年度間維持し、翌年度の4月1日を以って1歳加算するものとする（年度制）。したがって、年度途中において15歳または35歳に	

現行	改正案	変更理由等
	達した場合であっても、年度末まではそれぞれ14歳または34歳であるとみなす。	
<p>評議員選任に関する規定</p> <p>第3章 評議員の選任</p> <p>(全国的青年連絡組織を代表する評議員の選任)</p> <p>第6条 全国的青年連絡組織は、各ブロック1人の評議員候補を選び、「評議員選考候補B」を選考委員会に推薦する。選考委員会は「評議員選考候補B」をもとに協議し、「評議員候補」を総会に提出する。総会は決議により評議員を選任する。</p>	<p>第6条 全国的青年連絡組織は、評議員候補者を選び、「評議員選考候補B」を選考委員会に推薦する。選考委員会は「評議員選考候補B」をもとに協議し、「評議員候補」を総会に提出する。総会は決議により評議員を選任する。</p>	<p>全国の青年の分布は一律でなく、各ブロック1名選ぶことは、かえって地域の青年活動を停滞させうるため、その部分につき規定を削除していただきたい。</p>